

【取扱い厳重注意】

平成23年7月25日

## 調査報告書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 齊藤 修啓

平成23年7月22日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

いわき市保健所総務課 [REDACTED]

いわき市保健所総務課 [REDACTED] [REDACTED]

##### 2 聴取日時

平成23年7月22日午前15時30分頃から同日午後17時30分頃まで

##### 3 聴取場所

いわき市内郷高坂町四方木田 191 いわき市総合保健福祉センター

##### 4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐

齊藤 修啓

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

別紙のとおり。

#### 第3 特記事項

被聴取者は、聴取内容のうち、特に下線部について強い不公開を希望した。

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分について

被聴取者の■■■■氏は、いわき市保健所総務課の■■■■である。同席した■■■■氏は、いわき市保健所総務課■■■■の■■■■である。

2. 配布までの経緯について

いわき市には12日に広野町、檜葉町から2,300人がバスで避難してきたが、ヨウ素剤を持ってきている人もおり、なぜいわき市民には配られないのかという問合せが市民からあった。また、ヨードチンキやイソジンを飲めばよいというデマも聞こえてきており、12日のうちから、いわき市の医師会、薬剤師会、保健所を含めて検討を開始した。いわき市は、「福島県災害対応マニュアル 原子力災害篇」の対象自治体ではないが、事故時の応援を求められていたり、一次被ばく医療機関が所在している関係から、県から配布を受けており、ヨウ素剤についての予備知識は事前から持っていた。

いわき市内には、県の合同庁舎に線量計があったが、その数値が15日深夜1時ごろから上がり始め、午前4時には最大の23.72  $\mu$  Svを記録した。爆発等の原発に関する情報は何もなく、副市長がERCに電話して問合せたが情報は得られなかった。また、15日から三春町がヨウ素剤を配り始めたことは報道で知った。

そして検討の結果等を受け、16日に市長の決定を受けて幼児用のシロップの調整等の準備を進め、18日に配布を開始した。

いわき市には、1999年の東海村JCO事故を受け、2000年3月からヨウ素剤の備蓄を進めており、40歳未満の対象者分は確保していたので、これを配ることになった。錠剤は日医工、シロップ用の顆粒は吉田製薬のものであった。

3. 配布について

市民への伝達については、18日にいわき市ホームページの市長メッセージで呼びかけた他、消防団の車両や広報車を使って市民に知らせた。防災無線はほとんどが沿岸部にあり、津波で使えなくなっていた。報道機関の多くも当時は県外に避難しており、協力を求めることができなかった。

マニュアルでは、公民館等に住民を集めて医師、薬剤師等の立会いの下に配布することとされているが、35万人の人口を抱えるいわき市のような都市部では現実には不可能であった。また、■■■■、医師会と薬剤師会で協議してもらった結果、立会いなしで配ることになった。

【取扱い厳重注意】

4. 配布後について

配布後、国の機関から、恐らく総務省だったと思うが、勝手に配ったことに対してお叱りの電話を受けた。

最終的には、15万3000人の対象者のうち錠剤だけで87%に配布した。幼児用のシロップを含めれば9割以上は受け取っていると思われる。避難している方が戻ってきたりもしているので、平日だけだが現在でも配布の窓口を設けており、1日あたり10人程度が受け取っている。国や県から回収の[ ]はないが、収束したらタイミングを見て未使用のヨウ素剤は回収するつもりである。

ヨウ素剤の配布については、結果として、情報のない中、パニックを防ぎ市民を守るための最善の策であったと考えている。事故が起きて配るのは現実には難しいので、事前に配布しておくのが望ましいと考えるが、幼児用のシロップはどうするか等、課題もある。諸外国の事例等も含め研究していきたい。

更新日 平成 23 年 3 月 18 日

### 安定ヨウ素剤の配布に係る市長メッセージ

この度の原子力発電所の事故につきましては、市民の皆様も大変御心配のことと存じます。

私は、この問題に際し、皆様には大変な状況の中で御協力をいただいておりますこと、誠にありがたく思っております。

本市の場合、現在、国による退避指示の範囲にはなく、健康被害が心配されるものではありませんが、避難所において、他の市町村から避難されている方に出身自治体において、安定ヨウ素剤がすでに配布され、市民に不安が広がってきていること、また、なぜ配らないのかという市民の不安に思う気持ちに応え、万が一、高い濃度の放射能物質にさらされた場合に備え、「安定ヨウ素剤」を本日からお配りすることといたしました。

なお、配布の対象となる方は、国の基準により、40 歳未満の方に限ります。ただし、40 歳以上の方であっても、妊娠されている方には配布いたします。

この「安定ヨウ素剤」は、万が一、高い濃度の放射性物質にさらされた場合、甲状腺への影響をやわらげることができるとされているものです。

服用については、「安定ヨウ素剤」と一緒にお配りする「用法の指示」に従い、「市から指示があった時以外は絶対に服用しない」など適切な対応をお願いいたします。

重ねて申し上げますが、服用いただく際には、私から「服用してください」とお知らせをいたします。その指示に従い、適切な対応をお願いします。

市民の皆様には、引き続きの御協力、そして冷静な御行動をお願い申し上げ、私からのメッセージといたします。

平成 23 年 3 月 18 日

いわき市長 渡辺 敬夫